調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５・６　（略）
７　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
８～１４　（略）
（木曽川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十五条　（略）
２・３　（略）
４　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５～１３　（略）
１４　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
１５・１６　（略）
（淀川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十六条　（略）
２・３　（略）
４　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５～８　（略）

調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５・６　（略）
（新設）
７～１３　（略）
（木曽川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十五条　（略）
２・３　（略）
４　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５～１３　（略）
（新設）
１４・１５　（略）
（淀川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十六条　（略）
２・３　（略）
４　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
５～８　（略）